

入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

平成21年9月9日

石巻市長 亀山 紘

記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 新庁舎改修電気設備その2工事
- (2) 工事場所 石巻市穀町56番4ほか
- (3) 工期 石巻市議会で議決された日の翌日から平成22年2月26日まで
- (4) 工事内容
旧百貨店を市庁舎に改修
既存建物概要
構造……鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）7階建
延べ面積……33,005㎡
改修概要
4～6階改修に伴う電気設備工事
電灯設備、動力設備
構内情報通信網設備、構内交換設備
映像・音響設備
拡声設備、誘導支援設備
テレビ共同受信設備、監視カメラ設備
防犯・入退室管理設備、火災報知設備
議場設備
- (5) 支払条件 前金払、中間前金払及び部分払 有
- (6) 入札方法 制限付き一般競争入札（石巻市制限付き一般競争入札実施要綱（平成20年石巻市告示第125号）第4条第2項第1号に規定する**入札前資格審査型**）

2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿に登録され、登録住所が石巻市内の者で、入札日（開札日）において、次に掲げるすべての要件を満たしているものであること。
石巻市内に本店の機能を有し、石巻市建設工事の競争入札参加者の資格及び格付に関する基準（平成17年石巻市告示第179号）第3条及び第4条に基づく格付工種（以下「格付工種」という。）が「電気工事」であり、等級が「A」ランクに属している者
「電気工事業」について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を受けていること。
平成6年度以降、国、地方公共団体が発注した公共建築物又は民間事務所等の施設で高圧受電設備、強電設備、弱電設備等の新築、増築若しくは大規模改修の電気設備工事一式を元請けとして、施工した実績があること。（特定建設工事共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合又は出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
次のいずれにも該当する技術者（以下「配置予定技術者」という。）を、建設業法第26条第3項の規定に基づき、本工事現場に専任で配置できる者

ア 入札の参加申請があった日の前日までに「電気工事業」の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者

イ 入札の参加申請があった日の前日から起算して3か月以上前から当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者

ウ 本工事の契約工期の初日において、他の工事現場の技術者として配置されていない者

現場代理人及び上記の技術者のほかに、1級又は2級電気工事施工管理技士の資格を有する技術者（以下「現場員」という。）を本工事現場に常駐させることができること。

（電気設備工事をはじめ、複数の工事業者が同一施工地の同一工期で工事を実施するため、それぞれの工事において工程・品質並びに安全管理等が円滑に行えるよう、監理技術者のほかに現場員を配置するもの。）

(2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。

入札参加資格審査書類に関して、入札参加資格を有する条件を満たせない者

令第167条の4に規定する者

石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。

民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。

審査結果通知の日において、石巻市発注の手持ち工事（予定価格が130万円を超える建設請負工事をいう。）が、本公告の格付工種について3件に達している者又は総件数で5件に達している者

なお、審査結果通知の日において手持ち工事がこれらの件数に満たない場合であっても、審査結果通知の日以後行われる入札で落札した場合（随意契約により相手方を決定した場合を含む。）は、その契約前であっても手持ち工事を新たに1件有したものとみなし、合計で1つの各格付工種につき3件又は総件数で5件となった時点で、その後行われる入札に参加していても、入札参加資格のない者のした入札とみなし、その入札は無効とする。

同一の技術者を、重複して複数の工事の技術者に配置予定とする場合において、他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を本工事現場に配置することができなくなった者

石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者

業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適当な相手方に該当するおそれがある者

平成21年8月3日付け石巻市公告第173号による新庁舎改修その1工事に係る制限付き一般競争入札、平成21年8月3日付け石巻市公告第174号による新庁舎改修電気設備その1工事に係る制限付き一般競争入札又は平成21年8月3日付け石巻市公告第175号による新庁舎改修機械設備その1工事に係る制限付き一般競争入札において落札した者

平成21年9月9日付け石巻市公告第201号による新庁舎改修その2工事に係る制限付き一般競争入札において落札した者

(3) その他

本入札公告に係る制限付き一般競争入札において落札した者は、平成21年9月9日付け石巻市公告第203号による新庁舎改修機械設備その2工事に係る制限付き一般競争入札に参加でき

ない。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
設計図書等の閲覧及び複写	平成21年9月9日(水)から 平成21年9月28日(月)まで	市役所本庁舎設計図書閲覧室(北西側 通路脇の別棟) *閲覧期間中、次のところで有料で複 写することができる。 株)大河原光学 石巻市門脇字元浦屋敷18番地2 電話番号 0225-93-7511
設計図書等に対する 質問の受付	平成21年9月9日(水)から 平成21年9月15日(火)まで	総務部管財課契約グループ (FAX送信可)
回答書の閲覧	平成21年9月16日(水)午後 1時から平成21年9月28日 (月)まで	市役所本庁舎設計図書閲覧室 (北西側通路脇の別棟)
入札参加申請書類提 出期限(持参による)	平成21年9月18日(金) 午後5時	総務部管財課契約グループ
入札参加資格審査結 果通知日	平成21年9月25日(金) (ファクシミリ又は電子メールにより通知)	
入札日(開札日)	平成21年9月29日(火) 午前9時50分	石巻市日和が丘一丁目2番7号 石巻市石巻中央公民館1階第2教養室

- (注) 1 上記期間にかかわらず、土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例(平成17年石巻市条例第2号。以下「休日条例」という。)に規定する休日は、設計図書の閲覧等を行うことはできない。
- 2 設計図書の閲覧、質問の受付等を行うことができる時間は、午前8時30分から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

4 入札参加申請書類の提出

本公告に示した入札に参加しようとする者は、前記3に示す入札参加申請書類提出期限・場所等を厳守し、「入札前資格審査用一般競争入札参加申請書」(様式第1号)及び以下の入札参加資格審査書類を持参により提出して、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出にかかる費用は入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

- (1) 類似工事の施工実績調書
- (2) 配置予定の技術者に関する調書
- (3) 配置予定の現場員に関する調書
- (4) 手持ち工事の状況調書
- (5) 特定建設業許可通知書(写し)又は特定建設業許可証明書(原本)
- (6) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- (7) 配置予定技術者に係る「電気工事業」の監理技術者資格者証の写し(表裏両面)及び監理技術者講習修了証の写し
- (8) 配置予定の現場員が有する資格を証するもの(合格証明書等)の写し
- (9) 配置予定技術者の健康保険被保険者証の写し
- (10) 配置予定技術者の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴

収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し、賃金台帳等の写しのうち、いずれか1通を添付

(11) 入札参加申請者の施工実績の内容が確認できる契約書・仕様書等の写し。ただし、本市発注工事の場合は不要とする。

5 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査結果については、一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する（この通知は、ファクシミリ又は電子メールにより行う。）

6 工事費内訳書の提出

初度の入札の際、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書（様式は任意）を提出すること。

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

8 最低制限価格

本公告の工事については、契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設定する。そのため、最低制限価格を下回る入札をした者は、失格となる。

9 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札前資格審査用一般競争入札参加申請書又は添付資料に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、入札時点で前記2(1)に掲げるすべての要件を満たさない者のした入札及び前記2(2)に掲げる者のした入札は無効とする。

10 入札の回数

(1) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札を行うものとし、再度入札の回数は、2回を限度とする。

(2) 初度の入札で最低制限価格を下回る入札をした者は、失格となり、再度の入札に参加することができない。

(3) 初度の入札で無効となった者は、再度の入札に参加することができない。また、再度の入札で無効となった場合も同様とする。

(4) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約のための見積り合わせは行わない。

11 落札者の決定

(1) 入札を行った者のうち、最低制限価格以上予定価格以下の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 郵送及び電報による入札は、認めない。

(3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1 2 契約保証金に関する事項

契約規則第 2 5 条及び第 2 6 条の規定による。

1 3 配置予定技術者等の確認

落札決定後、配置予定の技術者又は現場員について配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、この工事の施工に当たって、申請書に記載した配置予定の技術者又は現場員を変更できるのは、病休、死亡、退職等極めて特別な理由に限る。また、該当理由により、やむを得ず変更する場合は、前記 2 (1) 又は に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定の技術者又は現場員と同等以上の者を配置しなければならない。

1 4 契約条項等

この工事請負契約の締結については、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年石巻市条例第 5 1 号）第 2 条の規定により議会の議決を必要とするため、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した仮契約書により仮契約を締結するものとする。

1 5 その他

- (1) 石巻市建設工事等競争入札参加心得（平成 1 7 年石巻市告示第 1 8 9 号）を遵守すること。
<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/mpsdata/web/3449/kokoroe.pdf>
- (2) 落札者は、この工事に係る請負契約を締結した後において、入札が契約規則第 1 3 条第 4 号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の 1 0 0 分の 2 0 に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (3) 上記(2)の規定による損害賠償金は、本市に生じた実際の損害額が上記(2)に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につき、なお請求をすることを妨げない。上記(2)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が上記(2)に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
- (4) 詳細又は不明な点については、石巻市総務部管財課契約グループに照会のこと。
(電話:0225-23-6611、23-6612 FAX:0225-22-4995)